

改正 令和2年3月27日杉並第68019号

改正 令和4年2月24日杉並第54913号

(目的)

第1条 この要綱は、介護従事者の確保及び職場への定着を支援し、区民に対し良質な介護サービスを提供するため、次条第1項第1号に定める研修課程（以下「介護職員初任者研修等課程」という。）を修了した杉並区内の介護事業所で介護サービス事業に従事する者に対し、杉並区介護職員初任者研修等課程受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修課程 次に掲げる研修をいう。

- ア 介護職員初任者研修課程 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- イ 生活援助従事者研修課程 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。
- ウ 介護職員実務者研修課程 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護等の事務経験を3年以上有する者で、介護福祉士の資格を取得するための研修（以下「介護職員実務者研修」という。）の課程をいう。

(2) 介護サービス事業所 杉並区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業所をいう。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業
  - イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業
  - ウ 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業
  - エ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
  - オ 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業
  - カ 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条に規定する経過の軽費老人ホームを除く。）において行われるものに限る。）を行う事業
  - キ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業
  - ク 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業（前号イを除く）
  - ケ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業
  - コ 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業
  - サ 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業
  - シ 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業
  - ス 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業
  - セ 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
  - ソ 法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業
  - タ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
  - チ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - ツ 法第8条第29項に規定する介護医療院

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成29年4月1日以後に前条第1項第1号アの研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。又は、令和2年4月1日以降に、前条第1項第1号イ又はウの研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。

(2) 介護職員初任者研修等課程の修了日から3箇月以内に杉並区内の介護サービス事業所に介護職員として就労していること。

(3) 助成金の交付の申請時において、前号に規定する介護サービス事業所に介護職員として就労しており、次に定める期間継続して就労していること。

ア 常勤職員 3箇月以上

イ 非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週又は日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定されるものをいう。） 3箇月以上かつ従事時間が通算して45時間を超えていること。

(4) 助成金の交付の申請に係る介護職員初任者研修等の受講料について、他に助成を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修等の受講料（テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。）であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表のとおりとする。

2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

(1) 介護職員初任者研修等課程の修了証明書（研修を行った者が交付したものに限る。）の写し

(2) 介護職員初任者研修等について、申請者が受講料を支払ったこと及びその支払った額を証明する領収書

(3) 3箇月以上継続して勤務している事業所の証明

2 前項に規定する申請の期限は、申請者が第3条に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3箇月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないとき認めるときは、杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付請求書（第4号様式）を区長宛てに提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条第2項の規定により助成金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係

る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りではない。

2 区長は、交付決定者に対し、助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りではない

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第11条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第12条 第10条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

（補則）

第14条 この助成金の交付の手續その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

2 杉並区介護職員初任者研修課程受講支援及び育成事業実施要綱（平成22年10月12日杉並第35697号）は廃止する。

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に交付が決定された助成金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

2 附則3は、当分の間適用しない。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

#### 別表（第5条関係）

助成対象の研修課程	助成金の額
第2条（1）ア 介護職員初任者研修課程	研修受講料の9割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と8万円とを比較し、いずれか低い額
第2条（1）イ 生活援助従事者研修課程	研修受講料の10割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と5万円とを比較し、いずれか低い額
第2条（1）ウ 介護職員実務者研修課程	研修受講料の8割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と12万円とを比較し、いずれか低い額

様式 略